# 平成26年度 公の施設目標管理型評価書

施	Ē	殳	<b>名</b> 老人デイサービスセンター早川町							
管	理	者	名	社会福祉法人	恩賜財団済生会支部新潟県済生会	指定期間	平成24年4月1日	~	平成27年3月31日	
新	新潟市主管課 中央区 健康福祉課									
所	₹	Έ	地	区名	中央区	住 所	中央区早川町3丁目3	244番	地	
根	拠	法	令	老人福祉法						
設	置			新潟市老人デイサービスセンター条例						
施	設	概		敷地面積 1652.09㎡, 建築面積 3053.52㎡, 延床面積 554.27㎡ 建物構造・主な施設内容(構成施設の内容) 鉄筋コンクリート6階建						

施 設 置 目 的

老人の健康な心身の保持と安定した生活の維持を図るため、老人福祉法第15条第2項の規定に基づき、老人デイサービスセンターを設置する。

### 管理・運営に関する基本理念,方針等

### 【基本的理念】

- (1) 老人デイサービスセンターは、要介護状態になった高齢者に対して、自立的生活の助長・利用者の 社会的孤独感の解消、心身機能の維持向上並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ること を目的とした通所施設であるという設置理念に基づき、管理運営を行う。
- (2) 公の施設であることを認識し、市民の平等利用が確保されるように公平な管理運営を行う。
- (3) 効果的・効率的な管理運営を行い、経費の削減に努める。
- (4) 利用者や地域住民の意見を管理運営に反映させる。
- (5) 利用者からの苦情を解決する体制を取り、サービスの向上に努める。
- (6) 近隣住民や他の組織、事業者と良好な関係を維持する。
- (7) 省エネルギーに努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した管理を行う。
- (8) 個人情報の保護を徹底し、その取扱いを適正に行える体制を整える。
- (9) 法令等の遵守。

## 【基本的法令等】

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)
- (2) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)
- (3)介護保険法(平成9年法律第123号)
- (4) 新潟市老人デイサービスセンター条例(平成6年新潟市条例第23号)
- (5) 新潟市老人デイサービスセンター条例施行規則(平成6年新潟市規則第38号)
- (6) 新潟市個人情報保護条例(平成13年新潟市条例第4号)
- (7) その他管理運営に適用される法令・規定

視	点	評価項目	評価指標	実績	評価 ※	評価コメント ※					
市	民	低所得者対策の実施の 有無	社会福祉法人減免事業 の実施の有無	法人減免事業実施。 26年度実績:12件(実 数)	Α	適正に実施されている。					
Щ		苦情・要望に対する対応	・対応マニュアル等の有 無 ・1週間以内に対応	マニュアル類は完備。 26年度苦情件数:O件	Α	マニュアルを整備し、利用者アンケートによる運営改善にも努めている。					
財	務	※公設民営、介護報酬で運営されているため、委託料なし									
	務	事件・事故発生時の対応 の適切さ	・対応マニュアル等の有 無。 ・避難訓練等の実施年に 2回以上。	マニュアル類は完備。 年2回実施。	Α	マニュアル整備や事故手 前事例の統計を活用し、 適正な対応・事故の対策 に努めている。					
		業務仕様書等に定める 事項の遵守	その他業務仕様書等に 定める事項の遵守	仕様書/協定書を確認 しながら事業運営を実 施。	A	適正に実施されている。 利用時間の延長にも柔 軟に対応している。					
業		個人情報保護の徹底	・対応マニュアル等の有無。 ・個人情報保護の遵守。	マニュアル類は完備。 施設内研修の実施。	Α	研修を実施し、全従業員 への周知徹底を図ってい る。					
		管理運営者としての適切 さ	行政機関からの指導監 査等における指摘事項 の有無。	無	Α	各業務とも適切に実施されており、利用者の安心 安全・快適のため、常に 業務を見直し、改善に努 めている。					
	材	適正な人員配置	国で規定する職員数を配 置している。	基準を上回る人員配 置を行っている。	Α	規定以上の職員数を配 置している。					
^		職員の資質向上の取組 み	技能・技術を維持向上す るための研修の実施	法人内研修:年2回 施設内研修:年4回 施設外研修適宜参加 全国法人研修適宜参	Α	内部研修のほか、外部研修を活用し、職員の資質 向上に努めている。					

#### 【評価基準】

- A:要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている
- B:要求水準(評価指標)が達成されている
- C:要求水準(評価指標)が達成されていない

※評価について、「A」を付ける場合は「優れている点」を、「C」を付ける場合は「達成されていない点」を、「評価コメント」欄に明記してください。(評価指標が達成されているだけなら「B評価」で、その達成度や内容が優れていなければ「A評価」とはなりませんので、ご注意ください。)

### 指定管理者記載欄(アピールしたい事項・未達成項目への改善策等)

法令基準及び仕様書や協定書の遵守を常に意識し事業運営を実施ている。また多くの地域の方々に当施設を安心安全にご利用して頂けるよう、施設職員共に日々努力し安定的な施設運営を行っていきたい。今後も引き続き、重度要介護者の受け入れを継続していくとともに、地域の特性を把握しながらではあるが、要支援者及び認知症利用者の受け入れに重点を置き、地域ニーズに順応できる施設運営と当法人の特性を地域にアピールし地域貢献に取り組んでいくことを目標とする。

### 所管課による総合評価(所見)

関係法令及び業務仕様書に基づいた、適切な運営が行われている。

364日営業を行い、利用時間の延長・短縮に柔軟に対応するなど、利用者と介護者の支援に尽力している。 高齢化率の高い地域であり、地域情勢の把握に努め、高齢者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう、住民や関 係機関と連携して取り組んでおり、指定管理者として優良と評価できる。